

平成 2 3 年 第 2 回 定 例 会  
群 馬 県 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 議 会  
会 議 録

会 期

平成 2 3 年 8 月 2 4 日

群 馬 県 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 議 会

平成23年第2回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

会期及び会場	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した広域連合事務局職員	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	4
日程第3 会期の決定	4
日程第4 議長の選挙	4
日程第5 同意第2号 副広域連合長の選任について	7
提案理由の説明 清水広域連合長	7
日程第6 同意第3号 監査委員の選任について	7
提案理由の説明 清水広域連合長	8
日程第7 承認第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について	8
提案理由の説明 斉藤事務局長	9
日程第8 認定第1号 平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	
日程第9 認定第2号 平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
以上2議案の一括上程	10
提案理由の説明 清水広域連合長	10
提案理由の詳細説明 斉藤事務局長	10
日程第10 議案第7号 平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	
日程第11 議案第8号 平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
以上2議案の一括上程	16

提案理由の説明 清水広域連合長	16
提案理由の詳細説明 斉藤事務局長	17
閉会	19
会議録署名議員	20
参考資料	
議案等審議結果一覧表	23



## 平成23年第2回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1日：平成23年8月24日（水曜日）

◎会場 前橋市岩神町一丁目2番1号 グリーンドーム前橋 101会議室

### ◎議事日程 第1号

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議長選挙

日程第5 同意第2号 副広域連合長の選任について

日程第6 同意第3号 監査委員の選任について

日程第7 承認第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について

日程第8 認定第1号 平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第2号 平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第7号 平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第8号 平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

### ◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

### ◎出席議員（18名）

1番 細野勝昭	2番 岡田行喜
3番 丸山和久	4番 寺口優
5番 荒木恵司	6番 斉藤優
8番 大島崇行	9番 遠藤重吉
10番 南雲鋭一	11番 吉田達哉
12番 市川廣計	13番 奥原賢一

14番 金子 實  
16番 吉田 恭一  
18番 久保 秀雄

15番 近藤 保  
17番 竹内 良太郎  
19番 野中 嘉之

◎欠席議員（1名）

7番 白石 さと子

◎説明のため出席した者

広域連合長	清水 聖 義	監査委員	高地 康 男
事務局長	斉藤 毅 弘	事務局次長	沼 孝 英
管理課長	江原 洋	給付課長	小谷野 仁 志
会計課長	川島 正 雄		

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長	茂木 剛	議会書記	中島 由美子
議会書記	金子 直 樹	主 幹	大友 貴 裕
主 幹	榊原 昭 博	主 幹	永村 達 之
主 幹	藤田 明 弘	主 任	宮崎 烈

---

◎開 会

午後1時42分

○ 副議長（久保秀雄君）

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより平成23年第2回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました第1号のとおりであります。

---

◎開 議

○ 副議長（久保秀雄君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の欠席通告者は、7番白石さと子議員であります。

---

◎諸般の報告

○ 副議長（久保秀雄君）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたさせます。

○ 議会書記（金子直樹君）

はじめに、平成23年第1回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

はじめに、議会の議員の異動について申し上げます。

高崎市の柴田和正議員と岩田寿議員、桐生市の幾井俊雄議員、太田市の伊藤薫議員、沼田市の布施辰二郎議員、渋川市の新井晟久議員、藤岡市の神田省明議員、富岡市の高橋章議員、安中市の田中伸一議員、みどり市の藤生英喜議員、選挙区分13、吉岡町の岩崎幸夫議員、選挙区分14、上野村の青木一次議員、選挙区分15、高山村の山田光次議員が任期満了により退任され、前橋市の岡田修一議員と丸山貞行議員、伊勢崎市の定形英一議員、選挙区分17、邑楽町の相場一夫議員が辞職されましたので、失職となりました。

また、前橋市の細野勝昭議員と岡田行喜議員、高崎市の丸山和久議員と寺口優議員、桐生市の荒木恵司議員、伊勢崎市の斉藤優議員、太田市の白石さと子議員、沼田市の大島崇行議員、渋川市の南雲鋭一議員、藤岡市の吉田達哉議員、富岡市の市川廣計議員、安中市の奥原賢一議員、みどり市の金子實議員、選挙区分13、吉岡町の近藤保議員、選挙区分14、甘楽町の吉田恭一議員、選挙区分15、長野原町の竹内良太郎議員、選挙区分17、板倉町の野中嘉之議員が当選されました。

次に、監査委員から、平成23年3月及び6月に行われた現金出納検査の結果報告並びに平成23年3月に行われた定期監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

また、本定例会の説明員として、地方自治法第121条の規定により、広域連合長等執行部のほか、高地監査委員の出席を求めていますので、ご了承願います。

以上でございます。

---

◎議席の指定

○ 副議長（久保秀雄君）

日程第1、議席の指定を行います。

今回新たに選出されました広域連合議会議員の議席については、ただいまご着席の議席を指定いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○ 副議長（久保秀雄君）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、10番南雲鋭一議員、12番市川廣計議員、以上の2名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○ 副議長（久保秀雄君）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副議長（久保秀雄君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決まりました。

---

◎議長の選挙

○ 副議長（久保秀雄君）

日程第4、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法の規定に基づき、指名推選により行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副議長（久保秀雄君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決まりました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副議長（久保秀雄君）

ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決まりました。

議長に吉田達哉議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました吉田達哉議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副議長（久保秀雄君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました吉田達哉議員が議長に  
当選されました。

ただいま当選されました吉田達哉議員が議場におりますので群馬県後期高齢者医療  
広域連合議会会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

---

◎議長あいさつ

○ 副議長（久保秀雄君）

吉田達哉議員の議長当選承諾のごあいさつをお願いいたします。吉田達哉議員。

○ 議長（吉田達哉君）

ただいま皆様のご推挙によりまして、計らずも不肖私が議長として当選をさせてい  
ただきました。心より感謝申し上げる次第であります。もとより浅学菲才、その器で  
はございませんが、議長に当選させていただいた以上、一生懸命頑張って円滑なる議  
事運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆様のご協力をお願いいたしまし  
て、就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 副議長（久保秀雄君）

それではここで、議長を交代いたします。

〔副議長 久保秀雄君 降席、議長 吉田達哉君 議長席着席〕

---

◎広域連合長あいさつ

○ 議長（吉田達哉君）

それでは議長を交代いたしました。

ここで、広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。広  
域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義君）

5月2日から広域連合長になりました太田市長の清水でございます。従前は松浦市  
長会長、高崎市長がやっております、代わりまして私が市長会長になったというこ  
とで、この役を務めさせていただくということでもあります。今後ともよろしくお願  
いいたします。本日は平成23年第2回定例会をお願いしましたところ、大変お忙しい  
中、議員の皆様方にはお集まりをいただきまして、本当にありがとうございました。  
また、吉田議長につきましては、今後ともよろしくお願いたしたいと思っております。

民主党政権がこういった形で決着するのかわかりませんが、ご承知のように後期高齢者医療制度については、替えるという話で2年前の選挙を戦ったわけでありまして、私たちもいつ替わるのか、こういった議会もどうなるのか皆様方も心配されていたと思います。事務局で調べていただきましたところ、いつ替えるのか、どうなるのかははっきりしないと、従前の計画で行きますと24年度末の25年2月をもって廃止されると、そして新しい制度が25年3月から移行ということでありましたが、現在閣議決定もされず、そのままの状況になっている。また、今後見直し等については、高齢者医療制度改革会議の取りまとめ等を踏まえ、高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなどの具体的改革に取り組んでいくとされておりますけれども、新制度の確立にはまだまだ時間がかかると、さらにはどうなるのか先行き不明という状況であります。このことについては、同時に市長会の国レベルの政策会議においても、国保そのものについても非常に問題がある。現行の制度のままの国保のあり方で、国保の市町村単位もほとんど破綻状況になってくるだろう。全体の社会保障、医療制度等も含めて、全体で考える必要があるというようなことを市長会の政策会議においても、強く国に求めているところでありまして、今後の成り行きを注意深く見守っていくことが必要であると思っております。

本広域連合では24万人を超える被保険者の皆様の健康、生命を守るため、今後2年間の財政運営を健全な状態で安定したものとするため、保険料改定等についても提案させていただくと、いま事務局に話していたのですけれども、こんな時代にこれ以上保険料を取って年寄りがうまい具合に生きていけるかと、非常に低い中で天引きでありますので、この組織そのものは安定しておりますけれども、生活することに関して、果たして十分であるか、そういう話になってくると全体の問題になってくるわけで、この制度そのものだけで取り上げることはできないということでもありますので、今後議員の皆様と慎重に審議していかなければならないというテーマだと思っておりますが、われわれとして財政運営をしっかりとしていきたいということから、また議論を皆様にしていただく機会を設けたいと思っております。いずれにいたしましても35市町村が、お互いに緊密な連絡を取り合って、制度の運営を行っていく必要がございますので、今後とも皆様のご意見を出していただいて、集約して答えを出していきたいと思っておりますので、今後ともご協力をお願いしたいと心からお願いをいたします。

この定例会に提出しました議案でございますが、副広域連合長、監査委員の選任同意、また、決算認定、補正予算案等でございます。これらの案件につきましては、別途ご説明を申し上げます。何とぞ慎重なご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。以上申し上げて私のあいさつとさせていただきます。今後ともご指導

をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

---

#### ◎副広域連合長の選任

○ 議長（吉田達哉君）

次に、日程第5、同意第2号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。  
提出者からの説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義君）

座ったまま提案させていただきます。ただいま上程されました同意第2号「副広域連合長の選任について」ご説明を申し上げます。

広域連合の副広域連合長につきましては、広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を得て、関係市町村の長のうちからこれを選任することとされております。

現在、任期満了に伴い、欠員となっておりますところの副広域連合長として神流町長宮前鉄十郎氏を選任いたしたく議会のご同意をお願いするものであります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（吉田達哉君）

ただいま、提出者からの説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ないようですので、質疑を終了させていただきます。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ないようですので、討論を終わります。  
これより、同意第2号を採決いたします。  
本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎監査委員の選任

○ 議長（吉田達哉君）

次に、日程第6、同意第3号「監査委員の選任について」を議題といたします。  
地方自治法第117条の規定により、丸山議員の退席を求めます。

〔丸山議員退席〕

○ 議長（吉田達哉君）

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義君）

ただいま上程されました同意第3号「監査委員の選任について」ご説明申し上げます。

広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第16条の規定に基づきまして、2人となっており、1人は識見を有する者のうちから、1人は議員のうちから、それぞれ議会の同意を得て選任することとされています。

現在、議員のうちから選任される監査委員が、欠員となっておりますので、丸山和久議員を選任いたしたく、ご提案申し上げますのでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○ 議長（吉田達哉君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ないようですので討論を終わります。

これより、同意第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

丸山議員の入場を求めます。

〔丸山議員入場〕

---

◎専決処分の承認について

○ 議長（吉田達哉君）

次に、日程第7、承認第1号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について」を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（斉藤毅弘君）

承認第1号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について」ご説明を申し上げます。お手元の議案書5ページ・6ページをご覧ください。

これは、議会の議員その他非常勤職員の公務上の災害に関する補償事務を共同処理するため、加入している群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議でございます。

協議の内容は、群馬県市町村総合事務組合の構成団体でございます藤岡市・高崎市ガス企業団が平成23年7月31日限りで解散するため、同組合規約の別表から藤岡市・高崎市ガス企業団を除くというものでございまして、議会を招集する時間的余裕がないため、平成23年7月14日付けで専決処分をさせていただきました。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により専決処分をご報告し、議会のご承認をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（吉田達哉君）

ただいま提出者からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ご異議なしと認めます。よって、本案はこれを承認することに決しました。

## ◎決算認定議案の上程

### ○ 議長（吉田達哉君）

次に、日程第8、認定第1号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第9、認定第2号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

### ○ 広域連合長（清水聖義君）

ただいま一括上程となりました、認定第1号及び認定第2号について、ご説明を申し上げます。

それでは、議案書の14ページ及び15ページをご覧ください。

平成22年度の一般会計決算額でございますが、歳入総額は14億61万5,351円でございます。

次に、16ページ及び17ページをご覧ください。

歳出総額は、13億8,118万3,632円でございます。この結果、歳入歳出差引残額は1,943万1,719円となりました。このうち、地方自治法第233条の2の規定により、1,000万円を財政調整基金へ積み立ていたしましたので、943万1,719円が翌年度への繰越金となるものでございます。

続きまして、特別会計についてご説明を申し上げます。

それでは、議案書の32ページ及び33ページをご覧ください。

平成22年度の特別会計決算額でございますが、歳入総額は1,865億3,682万9,882円でございます。

次に、34ページ及び35ページをご覧ください。

歳出総額は、1,843億6,300万7,567円でございます。この結果、歳入歳出差引残額は、21億7,382万2,315円となりました。このうち、地方自治法第233条の2の規定により、13億円を医療給付費等準備基金へ積み立ていたしましたので、8億7,382万2,315円が翌年度への繰越金となるものでございます。

なお、決算の詳細につきましては事務局から説明をしていただきますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

### ○ 事務局長（斉藤毅弘君）

認定第1号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び、認定第2号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」をご審議いただくにあたり、「決

算の概要」及び「各会計歳入歳出決算事項別明細書」に基づいて主なものをご説明いたします。

まず、認定第1号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明いたします。

議案書の83ページからになりますが、平成22年度の議会運営につきましては、定例会2回を開催いたしまして、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例等のほか、平成22年度補正予算、平成23年度当初予算などをご審議いただきました。

また、広域連合行政の効率的な運営を図るため、委員、職員の適正な人事管理及び執務環境の改善に努めております。

さらに、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、平成22年度の特例措置として実施いたしました被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の軽減措置の延長、平成22年度の特例対策として実施した所得の低い方に係る保険料の均等割及び所得割の軽減の財源として措置されました高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てております。

議案書の20ページ及び21ページにお戻りいただきたいと思っております。「歳入歳出決算事項別明細書」でございます。それでは、歳入についてご説明申し上げます。

1款「分担金及び負担金」の決算額は、21ページの収入済額の欄に記載のとおり、9,455万7,973円でございます。広域連合規約に基づきます構成市町村からの共通経費に係る負担金でございます。

続きまして、2款「国庫支出金」でございます。1項1目「保険料不均一賦課負担金」559万4,250円は、保険料の不均一賦課に係る国の負担金でございます。2項1目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」12億6,725万6,419円は、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、平成22年度の特例対策として実施いたしました所得の低い方に係る均等割の7割軽減から9割軽減への拡大及び所得割の5割軽減並びに被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料徴収の激変緩和措置等の継続に係る財源として、広域連合に基金を造成するための交付金でございます。

3款「県支出金」559万4,250円は、保険料の不均一賦課に係る県の負担金でございます。

4款「財産収入」82万1,354円は、財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用利子でございます。

22ページ及び23ページをご覧ください。6款「繰越金」1,280万9,031円は、平成21年度決算による前年度からの繰越金でございます。

7 款「諸収入」1, 398万2, 074円は、歳計現金の運用による預金利子と、雑入でございます。歳入につきましては、以上でございます。

24 ページ及び25 ページをご覧ください。続きまして、歳出でございます。

1 款「議会費」の決算額は、25 ページの支出済額の欄に記載のとおり、66万5, 635円であり、議員報酬等、議会の運営に係る経費でございます。

2 款「総務費」は、1億125万1, 724円でございます。主な内訳を申し上げますと、一番右側の備考欄ですが、14 節の建物賃借料705万7, 943円は、広域連合事務局の事務室賃借料と職員の宿舍1 戸分の経費でございます。

19 節の市町村負担金8, 567万2, 175円は、一般会計分の市町村職員人件費負担金11 名分でございます。

28 ページ、29 ページをご覧ください。3 款「民生費」1, 118万8, 500円は、保険料の不均一賦課に係る国及び県からの負担金を特別会計に繰り出したものでございます。

4 款「基金積立金」は、歳入でご説明した「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」及び基金利子を基金に積み立てたものでございます。

7 款「予備費」では、2 款1 項1 目一般管理費に44 万円を、4 款1 項2 目後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金に8, 000円をそれぞれ充用いたしております。

一般会計歳入歳出決算につきましては、以上でございます。

続きまして、認定第2号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明いたします。

議案書の89 ページからになります。平成20年度から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づきまして、75歳以上の方及び65歳以上の一定の障害のある方を被保険者とする後期高齢者医療制度が施行されて3年目になります平成22年度の事務執行にあたりましては、前年度に引き続き、被保険者の適切な医療の確保を図るため、迅速かつ適正な各種医療給付の実施に努めるとともに、被保険者の健康の保持増進を図るための保健事業などを実施いたしました。

また、財政運営にあたりましては、財政基盤の確保を図るため、被保険者資格の適正な把握による公平、公正な保険料賦課に努めるとともに、県及び保険料の徴収権者でございます市町村と連携し、保険料収入の確保に努めております。

さらに、健全な財政運営を図るため、医療費適正化対策として、ジェネリック医薬品の使用促進や市町村の人間ドック助成事業に対する補助、レセプト点検の充実強化などに努めております。

議案書の38 ページと39 ページにお戻りいただきたいと思っております。「歳入歳出決算事項別明細書」をご覧ください。それでは、歳入についてご説明申し上げます。



1 款「市町村支出金」でございます。1 項 1 目「事務費負担金」6 億 1, 2 5 2 万 3, 8 4 6 円は、特別会計における一般管理的経費を、共通経費として構成市町村にご負担いただいたものでございます。2 目「保険料等負担金」1 5 7 億 1, 8 0 6 万 8, 8 3 5 円は、市町村で徴収した保険料 1 2 3 億 6, 1 6 1 万 8, 5 9 4 円のほか、所得の低い方及び被用者保険の被扶養者であった方の保険料の減額賦課に係る市町村からの負担金であります「保険基盤安定負担金」3 3 億 5, 6 4 5 万 2 4 1 円でございます。3 目「療養給付費負担金」1 3 4 億 6, 1 0 4 万 5, 2 7 3 円は、療養の給付等に要する費用等の額の 1 2 分の 1 を、市町村で負担したものでございます。

続きまして、2 款「国庫支出金」でございます。1 項 1 目「療養給付費負担金」4 2 7 億 1, 3 0 6 万 7, 6 3 9 円は、療養給付費等の 1 2 分の 3 に対する国の負担金でございます。2 目「高額医療費負担金」5 億 8, 1 0 4 万 8, 1 6 5 円は、被保険者が受けた医療に係る費用等の 8 0 万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分の 4 分の 1 に対する国の負担金でございます。2 項 1 目「調整交付金」1 5 7 億 4, 9 2 8 万円は、広域連合間における財政力の不均衡などを調整するため、療養給付費等の 1 2 分の 1 について国から交付された普通調整交付金 1 5 7 億 2, 2 3 4 万 2 千円のほか、平成 2 2 年度の特別対策に係る広報や、長寿健康増進事業の実施のために交付された特別調整交付金 2, 6 9 3 万 8 千円でございます。2 目「後期高齢者医療制度事業費補助金」1 億 3, 6 1 2 万 3, 2 1 4 円は、健康診査事業、特別高額医療費共同事業及び保険者機能強化事業に対する補助金でございます。

4 0 ページ及び 4 1 ページをご覧ください。続きまして、第 3 款「県支出金」でございます。1 項 1 目「療養給付費負担金」1 4 2 億 6, 7 6 2 万 6, 1 2 5 円は、療養給付費等の 1 2 分の 1 に対する県の負担金でございます。2 目「高額医療費負担金」5 億 8, 1 0 4 万 8, 1 6 5 円は、被保険者が受けた医療に係る費用等の 8 0 万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分の 4 分の 1 に対する県の負担金でございます。

4 款「支払基金交付金」7 5 7 億 9, 8 8 5 万 9 千円は、支払基金が国民健康保険、被用者保険など現役世代が加入する各保険者から徴収いたしました広域連合への支援金でございます。

5 款「特別高額医療費共同事業交付金」2, 2 1 4 万 3, 1 2 4 円は、4 0 0 万円を超える著しく高額な医療費のうち、2 0 0 万円を超える額について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業からの交付金でございます。

4 2 ページ及び 4 3 ページをご覧ください。6 款「財産収入」1 3 8 万 2, 2 6 8 円は、後期高齢者医療給付費等準備基金の運用利子でございます。

続きまして、7 款「繰入金」でございます。1 項 1 目「一般会計繰入金」1, 1 1

8万8,500円は一般会計で受け入れた保険料の不均一賦課に係る国及び県の負担金を繰り入れたものでございます。2項1目「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」15億5,842万5千円は、平成22年度における医療給付のための財源として後期高齢者医療給付費等準備基金から繰り入れを行ったものでございます。2項2目「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」13億7,804万8,141円は、平成22年度における保険料の激変緩和措置継続分、低所得者の保険料負担軽減等の財源として臨時特例基金から繰り入れを行ったものでございます。

8款「繰越金」37億2,605万6,835円は、平成21年度決算による前年度からの繰越金となっております。

44ページ及び45ページをご覧ください。10款「諸収入」2億2,089万5,752円は、保険料延滞金203万6,200円や、交通事故等の第三者の行為によって発生した医療行為に係る医療給付費等について、加害者から収納した第三者納付金2億1,844万8,204円のほか、被保険者への返納金及び雑入でございます。歳入につきましては、以上でございます。

46ページ及び47ページをご覧ください。歳出につきまして、主なものをご説明申し上げます。

まず、1款「総務費」は、6億3,247万6,983円でございます。主な内訳を申し上げますと、備考欄になりますが、11節の印刷製本費1,184万6,160円は制度周知用リーフレット等の作成に係る経費でございます。

12節の通信運搬費5,330万6,031円は被保険者に対する医療費のお知らせの郵送料や、広域連合電算システムの回線使用料等の経費でございます。手数料2,147万1,895円は、高齢者健診データの管理に係る経費等でございます。13節の委託料3億8,310万842円は、被保険者証等の作成、レセプト点検並びに広域連合電算処理システムの運用保守等に係る経費でございます。14節の電算システム賃借料4,429万7,184円は広域連合電算処理システムに係るリース料等でございます。19節の市町村負担金1億702万1,817円は、特別会計に係る市町村職員人件費負担金16名分でございます。

次に2款「保険給付費」1,801億8,217万2,795円の主な内訳でございますが、1項1目「療養給付費」1,765億552万5,305円及び2目「訪問看護療養費」4億5,587万7,470円は、被保険者の療養の給付に要した費用でございます。

48ページ及び49ページをご覧ください。1項5目「審査支払手数料」5億1,125万3,291円は、レセプトの審査及び診療報酬の支払いに係る手数料でございます。2項1目「高額療養費」18億4,736万1,058円は、被保険者の1

か月あたりの自己負担の合計額が、限度額を超えた場合に支給したものでございます。2項2目「高額介護合算療養費」1億4,298万9,216円は、医療保険と介護保険における年間の自己負担の合計額が限度額を超えた場合に支給したものでございます。3項1目「葬祭費」の支出済額は、7億1,910万円でございます。

3款「財政安定化基金拠出金」6,000万円は、保険料の未納や医療給付の増大等による広域連合財政への影響に対処するための基金を国、県及び広域連合が3分の1ずつ拠出して県に設置しておりますが、その広域連合負担分でございます。

4款1項1目「特別高額医療費共同事業拠出金」1,797万9,938円は、400万円を超える著しく高額な医療費のうち、200万円を超える額について、国保中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業への拠出金でございます。

続きまして50ページ及び51ページをご覧ください。5款「保健事業費」でございます。1項1目「健康診査費」4億9,203万8,980円は、市町村に委託して実施いたしました健康診査事業に係る委託料でございます。2目「その他健康保持増進費」の人間ドック助成事業2,559万600円は、市町村が実施した人間ドック健診費助成事業に対する補助金でございます。

6款1項1目「医療給付費等準備基金積立金」138万2,268円は、年度間の財源の調整を図り、後期高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るために設置しております後期高齢者医療給付費等準備基金へ基金利子を積み立てたものでございます。

52ページ及び53ページをご覧ください。8款1項2目「償還金」29億2,765万9,048円は、国・県負担金及び支払基金交付金の返還金でございます。

第9款「予備費」予備費では、4款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金に26万6,000円を、6款基金積立金に1万7,000円をそれぞれ充用いたしております。以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（吉田達哉君）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、認定第1号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（吉田達哉君）

起立全員です。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第2号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（吉田達哉君）

起立全員であります。よって、本案は認定することに決しました。

---

#### ◎補正予算議案の上程

○ 議長（吉田達哉君）

次に、日程第10、議案第7号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第11、議案第8号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義君）

ただいま一括上程となりました、議案第7号及び議案第8号の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、97ページをご覧ください。まず、議案第7号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」でございますが、平成23年度歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額を「第1表歳入予算補正」のとおりといたしたいというものであります。

次に、107ページをご覧ください。議案第8号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございますが、平成23年度歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億8,845万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1,938億3,680万円といたしたいという

ものでございます。

詳細につきましては事務局から説明していただきますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（吉田達哉君）

事務局長。

○ 事務局長（斉藤毅弘君）

まず議案第7号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書、98ページの「第1表歳入予算補正」をご覧ください。

平成23年度歳入予算の1款「分担金及び負担金」を913万1千円減額し、6款「繰越金」に913万1千円を追加しようとするものでございまして、歳入歳出予算額の総額に異動はございません。また、歳入予算の補正のみで、歳出予算の補正はございません。

それでは、歳入予算の補正内容につきまして、「歳入補正予算事項別明細書」によりご説明申し上げます。

102ページと103ページをご覧ください。1款「分担金及び負担金」でございます。1項1目「市町村負担金」は、広域連合規約に定める共通経費を構成市町村にご負担いただくものでございますが、平成22年度決算に伴う平成22年度負担金額の確定によりまして、負担金の精算を見込み、913万1千円を減額しようとするものでございます。

6款「繰越金」は前年度繰越金でございまして、平成22年度決算に伴い、913万1千円を追加しようとするものでございます。

一般会計補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第8号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書、108ページと109ページの「第1表歳入歳出予算補正」をご覧ください。平成23年度歳入歳出予算の総額1,930億4,835万円に、歳入歳出それぞれ7億8,845万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,938億3,680万円といたしたいというものでございます。

それでは、補正内容につきまして、「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりご説明申し上げます。

114ページと115ページをご覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。1款「市町村支出金」でございます。1項1目「事務費負担金」は、広域連合規約に定める共通経費を構成市町村にご負担いただくものでございますが、平成22年

度決算に伴う平成22年度負担金額の確定によりまして、負担金の精算を見込み、6,339万9千円を減額しようとするものでございます。3目「療養給付費負担金」は療養の給付等に要する費用等の額の12分の1を、市町村の一般会計において負担するものでございますが、平成22年度決算に伴う平成22年度負担金額の確定によりまして、負担金の精算を見込み、2,197万2千円を減額しようとするものでございます。

続きまして、8款「繰越金」は、前年度繰越金でございまして、平成22年度決算に伴い、8億7,382万1千円を追加しようとするものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

116ページと117ページをご覧ください。歳出につきまして、ご説明いたします。まず、6款1項1目「医療給付費等準備基金積立金」787万4千円でございますが、平成22年度決算に伴う、歳入8款「繰越金」の受け入れに伴う歳入歳出額の調整のため、787万4千円を追加しようとするものでございます。

続きまして、8款「諸支出金」でございます。1項2目「償還金」は、平成22年度の医療給付費の確定に伴い、国庫支出金及び県負担金等の精算に伴う返還金を見込み、7億8,057万6千円を追加しようとするものでございます。

このほか、歳出1款「総務費」及び2款「保険給付費」におきましては、歳入が市町村負担金から繰越金に置き換えられることに伴う財源更正を行うものでございます。

以上、ご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○ 議長（吉田達哉君）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ないようですので討論を終わります。

これより採決を行います。

はじめに、議案第7号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長 (吉田達哉君)

起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長 (吉田達哉君)

起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○ 議長 (吉田達哉君)

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

---

◎閉 会

○ 議長 (吉田達哉君)

これをもって、平成23年群馬県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年8月24日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 吉 田 達 哉

副 議 長 久 保 秀 雄

議 員 南 雲 鋭 一

議 員 市 川 廣 計



## 参 考 资 料



議案等審議結果一覧表

【会期 平成23年8月24日（水） 1日間】

事件番号	件名	審議結果
選挙	議長の選挙	指名推選 当選人 吉田達哉
同意 第2号	副広域連合長の選任について	同意
同意 第3号	監査委員の選任について	同意
承認 第1号	群馬県市町村総合事務組合理約変更に関する協議についての専決処分について	承認
認定 第1号	平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定 第2号	平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案 第7号	平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第8号	平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決